第3 子ども・若者に関する施策

I 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1)心の教育の充実

ア 規範意識の醸成

(ア)教育キャンペーン等の展開【教育企画課】

「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の重点目標の一つである「幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上」を図るため、行政と家庭・地域・学校との連携による「モラル・マナーの向上」に向けた教育キャンペーンを実施した。

(イ) 地域協働生徒指導の推進【高等学校教育課】

社会の急速な情報化による携帯電話やインターネットを介したトラブル等から生徒を守り、社会性を身に付け自立した若者を育成するため、家庭・地域・学校が緊密な連携を図り、協働して生徒の健全育成を目指す取組を推進した。

(ウ) 心の教育推進活動【義務教育課】

「心の教育強調月間」として、県内の小中学校が道徳の授業公開、清掃活動や異年齢交流などの体験活動を家庭・地域との連携に基づいて行うことによって、県民全体で児童生徒の心を育てる教育に取り組む気運を醸成した。

イ 人権意識の高揚と共生意識の涵養

(ア) 家庭科の男女必修、ホームルーム活動時での実践、教職員の各種研修会【高等学校教育課、特別支援教育課】 学校教育活動全体を通じて、男女の相互理解、協力についての意識を育てた。 また、教職員の研修会において、男女共同参画社会の実現に向けて啓発した。

(イ) 男女共同参画に係る教育の推進【高等学校教育課】

平成26年度に県立高等学校3校を研究指定校として実施した関連教科での横断的な指導や園児ふれあい実習等の成果を踏まえ、授業や進路指導等で活用できる教材を作成し、全県立高校に配布した。

(宀) 技術・家庭科の男女必修、道徳教育での実践、教職員への各種研修会【義務教育課、特別支援教育課】

すべての学校教育活動を通じて、男女平等と男女の相互理解、協力についての意識を育て、実践的態度の育成に努めた。

また、様々な機会を通じて、男女平等教育及び共同参画の浸透に向けて、家庭・地域に広げた働きかけをした。

ウ 自他の命を大切にする教育の推進

(ア) フラワーブラボーコンクールの実施【園芸農産課】

小・中学校を対象とした花壇コンクールを実施し、花を育てる活動等を通じて、 豊かな情操教育の推進と学校環境美化を図った。

○参加校:142校

(イ) あいちの花育の推進【園芸農産課】

花育ティーチャーの登録、小学校やイベントでの花育教室を実施し、花を育てる 活動を通じて情操教育を推進した。

○参加校:26校、1,621名

(ウ) 農林漁業体験学習等の推進【食育推進課】

子どもたちが一連の農林漁業体験学習を行う環境を整えるため、小学生や親子等を対象とした地域の食育推進の取組等に対して助成を行った。

(エ) 学校保健講座の開催【健康学習室】

心身に問題を抱えた児童生徒に対して学校全体で組織的に対応するための理解・ 支援・指導力の向上を図るため、教員を対象として、「学校保健講座」を開催した。 〇平成27年7月24日(金)、7月27日(月)、8月3日(月) 参加者253名

(2)健やかな体の育成

ア 基本的な生活習慣の形成

(ア) 栄養教諭の配置拡大【健康学習室】

学校における食育推進の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校教育全体で食 に関する指導を行うことにより、子どもたちによりよい食習慣を身に付けさせた。

(イ) 学校食育の推進【健康学習室】

現代の子どもの食生活の乱れが深刻化している問題に対応するため、学校における学校食育推進者の育成を図るための講座を開催した。

○学校食育推進者養成講座 平成27年8月28日(金) 参加者473名 また、朝食の欠食割合を減少させるための啓発活動を行った。

(ウ)総合的な食育の推進【食育推進課】

「あいち食育いきいきプラン2015」に基づき食育を計画的に推進するため、食育推進会議や地域支援会議等の開催、食育推進ボランティアの育成、食育劇の上演支援等を実施した。

(エ) 茶育の支援体制の整備【園芸農産課】

小学生とその保護者を対象にした茶育教室を開催し、茶育の活動を支援・推進し

た。

○平成27年11月21日(土)·22日(日) 参加者114名

イ 体育・スポーツの充実

(ア) 総合型地域スポーツクラブの推進【保健体育スポーツ課】

指導者の養成・資質向上やスポーツクラブアドバイザーの派遣等を通して、総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指した。

(イ) 体力づくりの推進【保健体育スポーツ課】

児童生徒の体力向上の一環として、体力テストにおける優良児童生徒への顕彰を 実施することにより、体力づくりへの意欲を高め、自ら進んで体力の向上を目指す 児童生徒の育成を図った。

(ウ) 「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援【保健体育スポーツ課】

愛知県が作成した「子どもの体力向上運動プログラム(小学校低・中学年及び高 学年対象)」の体育授業における活用法の研究を進め、県内全域に一層普及させた。

(エ) 県立高等学校部活動専門指導員の設置【保健体育スポーツ課】

県立高等学校の部活動を通じて、生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な育成を図るため、県立高等学校に部活動専門指導員(外部の指導者)を配置した。

(オ) 運動部活動の活性化【保健体育スポーツ課】

外部指導者とアスレチックトレーナーを活用して、県立学校及び公立中学校の運動部活動の活性化を図った。

(カ) 武道等指導の推進【保健体育スポーツ課】

中学校で必修となった武道等の授業が円滑に実施できるよう、地域の指導者・団 体等の協力を通じて、学校における武道等の指導の充実を図った。

(キ) 子どもスポーツふれあい事業【保健体育スポーツ課】

児童の日常的な運動機会を増やし、体力向上を図るため、オリンピック選手などのトップアスリートを招き、親子で運動に親しむ事業を実施した。

ウ 性教育等の充実

(ア) 特定感染症予防の推進【健康対策課】

エイズ・性感染症等の特定感染症についての知識普及を推進及び検査体制の整備を図った。

- a 大学新入学生等予防啓発 リーフレット配付 25,000部
- b 保健所エイズ教室の開催 平成27年度 全18回 594名参加

c 感染症予防指導者セミナーの開催平成27年8月17日(月)・18日(火) 361名参加

(イ) 肝炎予防の推進【健康対策課】

ショッピングモール等で啓発ティッシュ及びリーフレットを配布した。 ○啓発ティッシュ配布 1,100 部

(ウ) 学校保健講座の開催【健康学習室】(再掲 p. 37)

2 社会の変化に対応できる力の養成

(1)確かな学力の確立

ア 基礎的な学力の向上

(ア) 少人数学級の推進【財務施設課】

義務教育の入り口における生活習慣や学習習慣の確実な定着を図るため、小学校第1、2学年において、また、学級担任制から教科担任制となり学習環境の大きな変化により、学習のつまずきが起きやすいとされる中学校第1学年において35人学級編制を実施し、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行った。

イ 自ら学び、自ら考える力の育成

(ア) 理数教育の推進【高等学校教育課、義務教育課】

あいち科学技術教育推進協議会を後援するとともに、知の探究講座を開設し、大学との円滑な連携を図り、また、あいち科学の甲子園を開催する中で、より高度な理数教育を推進した。同様に、科学好きな中学生の裾野を広げるため、あいち科学の甲子園ジュニアを開催した。

(イ) 新エネルギー関連産業の育成【産業科学技術課】

県内の工業高校等の生徒を対象に太陽光発電を中心とした新エネルギー技術に関する講義及び実習を通じて、知識の習得を促し、新エネルギーに係る人材を育成する「新エネルギー普及啓発出前授業」を行った。

(ウ) 新エネルギーの普及啓発【産業科学技術課】

親子で実験や工作をしながら新エネルギーについて学ぶ工作教室(小・中学生)を 開催した。

(エ)科学技術の普及啓発【産業科学技術課】

理科離れを防ぐため、知の拠点あいちにおいて科学技術教室を開催し、科学技術の 普及啓発に努めた。

(オ) 次代を担う科学技術人材の育成【産業科学技術課】

全国の若手研究者から、県内企業との共同研究や事業化などにつながる可能性があり、将来的に「産業や社会への貢献」が見込める夢のある研究・アイデアを募集し、優れた提案を表彰する「わかしゃち奨励賞」を実施した。

ウ 読書活動の推進

(ア) 青少年によい本をすすめる県民運動【社会活動推進課】

優良図書の読書感想文を募集するとともに、愛知県書店商業組合の協賛により図書

を学校に寄贈するなど、よい本をすすめる運動を展開した。

○応募総数: 22,884点(学校90校、個人84名)

○寄贈数:図書約1,500冊、図書カード104枚

○訪問校:幼稚園 1園、小学校 5校

(イ) 子どもの読書活動の推進【生涯学習課】

「愛知県子ども読書活動推進計画(第三次)」に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進し、関係機関・団体等の連携・協力体制の整備について検討するための協議会を開催した。また、地域や学校等での活動の核となる人材の育成及びネットワーク化を図るための推進大会を開催した。

(2) 時代の変化への対応

ア 情報教育の推進

(ア)教育情報通信ネットワークの運営【総合教育センター】

愛知県総合教育センターを拠点とした「愛知エースネット」(愛知県教育情報通信ネットワーク)を利用して、学校におけるホームページの開設やテレビ会議システムなどの学校間の情報交換ができる学校教育用ネットワークを運営した。

○利用学校数:228校(公立小中学校53校、県立学校175校)

(イ)「モラルBOX」による情報モラル向上への取組【教育企画課、義務教育課、総合教育センター】

県内の小・中学校における情報モラル教育に関する取組、県教育委員会の取組、役立つ情報等を知らせ、情報モラルの向上を図った。

○取組件数: 338件

(ウ) スマートフォン・携帯電話の安心安全利用の普及推進【教育企画課】

教育キャンペーンの重点テーマを「スマートフォン・携帯電話の安心安全利用」と定め、県内の学校や市町村教育委員会を中心に、啓発資材(ポケットティッシュ)を用いた児童・生徒とPTAによるキャンペーン活動や、スマホの安心安全利用に関する保護者向けの講座の開催などが実施された。

イ 国際理解教育の推進

(ア)外国青年語学講師の配置【高等学校教育課】

ネイティブスピーカーから生きた外国語を学ぶことにより、語学教育の改善と国際理解教育の充実を図った。

○外国人指導助手:41名

○学校訪問対象:県立高等学校

ウ 消費者教育の推進

(ア) 若年消費者教育の推進【県民生活課】

- a 消費者教育研究校の指定・支援 県立高等学校3校
- b 教員情報提供紙「あいち消費者教育リポート」の発行 年1回 4,000部
- c 若年消費者教育研究会の開催 年1回
- d 教員情報提供紙ワーキンググループ会議の開催 年2回

(イ) 消費生活講座等の開催【県民生活課】

学校等からの依頼により、生徒・PTA等を対象として消費生活相談員等を派遣した。

○講座開催数(若者向け):26回

(ウ) 消費者啓発の推進【県民生活課】

- a 消費者教育用映像教材 (DVD) を消費生活総合センター・消費生活相談室に配置し、学校等を対象として貸し出した。
 - ○貸出数:244本
- b 消費者教育に携わる多様な主体と連携・協働して「消費者市民社会」の形成を促進することを目的とし、「消費者教育推進シンポジウム」を開催した。
 - ○開催日:平成27年8月5日(水)
 - ○場所:ウィンクあいち
 - ○参加人数:355名

(エ)消費生活情報の配信【県民生活課】

若者に多い消費者トラブルや、契約の知識などを掲載した消費生活情報「あいち暮らしっく」若者向け特集号を1回作成し、学校等へ情報提供した。

(オ) 消費者教育の推進【県民生活課】

消費生活情報Webサイト「あいち暮らしWEB」により、若者に多い消費者トラブル事例や楽しく学べる学習コンテンツ等を提供した。

また、「消費者市民社会」の概念の理解・普及とともに、消費者教育の推進を図るため、「消費者教育推進ガイド」を作成し、学校等に配布した。

(カ) 金融知識の普及・生活設計の推進【県民生活課】

- a 学校における学習会等へ、金融広報アドバイザーを講師として派遣した。
 - ○若年者向け講座12回開催(参加者 546人)
- b 金融・金銭教育研究校を委嘱(2年間)して、金融・金銭教育を支援した。

○金融教育研究校:愛知県立東海商業高等学校

○金銭教育研究校:安城市立安城中部小学校

エ 環境学習の推進

(ア) 持続可能な未来のあいちの担い手の育成【環境政策課】

「環境首都あいち」の実現に向けて、持続可能な未来のあいちの担い手を育成する「人づくり」を推進しており、大学生向けの「人づくり」プログラムとして、大学生がグローバルな視点を持って、継続的にエコアクションを実施することができるよう、先進的な環境に関する取組を実施するパートナー企業に大学生を研究員として派遣し、企業の環境課題の解決策を提案する「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」を実施した。

○研究員:県内13大学から大学生20名が参加

○パートナー企業:5社

(イ) あいちエコアクションの推進【環境政策課、環境活動推進課】

持続可能な社会の構築に向けて、県民の環境に対する意識を地域全体の行動へ と広げていくため、地球にやさしい身近な環境配慮行動の実践へとつなげる「あ いちエコアクション」の推進を図った。

- a 啓発イベント (Let's エコアクション in AICHI) の開催
 - ○開催日:平成27年11月14日(土)·15日(日)
- ○場所:アスナル金山、金山総合駅連絡通路橋、金山総合駅南口
- ○参加者:約28,000人
- ○内容:大村知事×早見優トークショー(ごみゼロ社会推進愛知県民大会)、ガチャピン&ムックなどによるエコ実験ショー、アイドルグループOS☆U(あいちエコアクション広報部)によるエコアクション活動報告、環境活動に取り組む団体(NPO、企業、学校、AELネット加盟施設等)による活動発表・展示・ワークショップ・物販、エコリンクあいち体験コーナー
- b 愛知県環境学習施設等連絡協議会(ĀĒLネット)を活用した環境学習スタンプラリーの開催
 - ○開催期間:平成27年6月20日(土)~平成28年2月29日(月)
 - ○場所:もりの学舎始め137施設、11市町村
 - ○参加者:62,884人
 - ○内容:施設等への来館及び対象講座・イベントに参加により、スタンプを3個以上集めた方の中で、抽選で125名に図書カードなどの記念品をプレゼント

- c あいちエコアクションポータルサイト「エコリンクあいち」の活用
 - ○開設時期: (一部公開) 平成26年7月23日 (水) (完全公開) 平成27年1月31日 (土)
 - ○内容:具体的なエコアクションにつなげていくための学習機能や、様々な環境活動情報やイベント情報の発信及び活動団体の情報交換により交流の輪を広げるためのウェブサイト

(ウ) 環境学習の支援 (小学校環境学習支援) 【環境活動推進課】

小学校における環境教育・学習を支援するため、小学校高学年を対象とした環境 学習副読本を作成し、県内の小学校(名古屋市立は各学校1冊)へ配付した。

- ○平成28年度版 発行部数:56,000部 配付時期:平成28年3月
- ○配付先 県内の小学校4年生

(エ) 愛知県環境学習等行動計画の推進【環境活動推進課】

「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、環境面で持続可能な社会を支える人材を 育成することを目的として、①社会における環境学習の推進、②学校における環境教 育の推進、③連携・協働の強化の3つを柱とし、環境学習・環境教育を推進した。

(オ) 温暖化防止県民運動の推進【地球温暖化対策室】

市町村及び地球温暖化防止活動推進員と連携し、各種セミナーや小学校の総合的な 学習の時間などにおいて、地球温暖化防止、エコライフの実践の普及に向けた教室を 開催した。

- ○一般向け:5回
- ○小学校高学年向け:72回
- ○小学校中学年向け:76回

(カ) 野生生物保護実績発表大会の開催【自然環境課】

野生生物に関する知識を深め、それを保護することの必要性をより深く理解しても らうため、次の事業を実施した。

- a 野生生物保護実績発表大会の開催
 - ○開催日: 平成27年8月6日(木)
 - ○場 所:刈谷市産業振興センター(刈谷市相生町1-1-6)
 - ○参加者:約110名
 - ○内 容:県内の小中学校等計7団体が、これまで積極的に取り組んできた野生 生物の保護活動について発表した。
- b 野生生物保護モデル校の指定と保護活動の支援

(キ) 愛鳥週間ポスター原画コンクールへの参加【自然環境課】

公益財団法人日本鳥類保護連盟主催の次年度愛鳥週間用ポスターの原画コンクールへ参加した。ポスターの製作過程を通じて、野生鳥類についての保護思想を高めた。

(ク) 水質パトロール隊の募集【水地盤環境課】

身近な水辺調査を行うことで川の汚れ具合を知ってもらい、生活排水対策の重要性 を理解してもらうことを目的として、小中学生を対象にして簡単な水質調査や生きも の観察を行い、レポートにまとめて提出してもらい、また、優れたレポートを提出し たグループには表彰を行う「水質パトロール隊事業」を実施した。

- ○対 象:愛知県内に住んでいる小中学生及び指導者のグループ
- ○募集期間:平成27年4月13日(月)から6月30日(火)まで
- ○参加者:51グループ1,198名

(ケ) 学校関係緑化コンクールの実施【森林保全課】

緑化の重要性について理解を深め、啓発するとともに、緑化教育の推進を図るため、 学校関係緑化コンクールを開催した。また公益社団法人国土緑化推進機構主催の全日 本学校関係緑化コンクールに参加した。

(コ)愛知県緑化ポスター原画コンクール及び国土緑化運動・育樹運動ポスター原画・標語コンクールへの参加【森林保全課】

公益社団法人愛知県緑化推進委員会主催の愛知県緑化ポスター原画コンクール及び 公益社団法人国土緑化推進機構主催の次年度国土緑化運動ポスターの原画・標語コン クールに参加した。ポスターや標語の作製過程を通じて、緑化意識の高揚を図った。

(サ)三河湾環境再生プロジェクトの推進【水地盤環境課】

三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高める「三河湾環境再生プロジェクト」の 一環として、干潟の生きもの観察会、三河湾環境学習会を開催した。

- a 干潟の生きもの観察会
- ○開催日:平成27年8月30日(日)
- ○開催場所:竹島海岸等
- ○参加者:親子連れ44名
- ○内容:干潟の生きもの講座、干潟の生きもの観察・採取、アサリの浄化実験
- b 三河湾環境学習会
- ○開催日:平成27年8月1日(土)
- ○開催場所:蒲郡市生命の海科学館、県立三谷水産高等学校実習船「愛知丸」
- ○参加者:親子連れ48名
- ○内容:セミナー、「愛知丸」に乗船し三河湾の環境調査

(シ) 海岸漂着物学習セミナーの開催【資源循環推進課】

海岸に落ちている漂着物を題材としたビンゴゲームや、漂着物を使ったモビール 作りなどを通じて、楽しみながら海岸漂着物の現状や影響、対策について学ぶ海岸 漂着物学習セミナーを開催した。

○開催時期:平成27年10~11月

○開催回数:6回

○開催場所:小鈴谷海岸(常滑市)、佐久島弁天サロン(西尾市)、春日浦海岸(蒲

郡市)

○参加者:274名

(3) キャリア教育の推進

ア キャリア教育の推進

(ア) インターンシップの推進【学事振興課】

学生が在学中に就業体験を行う「インターンシップ」については「東海地域インターンシップ推進協議会」を中心に行われている。

同協議会を通して、愛知県の各所属において大学等の学生のインターンシップを受 入れた

○受入数:22所属·20大学53名

(イ) 技能尊重機運の醸成【産業人材育成課】

技能者への憧れ・モノづくりへの関心を深めるため、小中学校へ技能五輪メダリスト等を講師として派遣し、講演・実演を行う出前講座やモノづくりを実際に体験するモノづくり体験講座を実施した。

○出前講座:50校

○モノづくり体験講座:2職種

(ウ) 中学校進路指導の充実【財務施設課】

進路指導旅費を措置することにより、中学校の進路指導を円滑に行った。

(エ) キャリア教育の推進【高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

正規雇用に就かない若者の増加が社会問題化しており、その対策として社会人・職業人としての基本的な資質や能力を身に付けさせるため、小・中・高・特の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進した。

(オ) 顕彰・検定の実施【高等学校教育課】

県内の高等学校(特別支援学校を含む)に在学する生徒に対し、各種職業資格の取得を奨励するため、技術検定及び顕彰を実施した。

○顕彰制度:336種目

○検定制度:21種目

○技術認定委員会:1回

3 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

(1) 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

ア 社会参加・地域活動の推進

(ア) 少年の主張愛知県大会の開催【社会活動推進課】

青少年の社会性や自主性を養い、連帯感や社会規範を学ばせるため、青少年自らが考え、参加できる社会参加活動の場を提供するとともに、社会参加活動意識の高揚を図るため、少年の主張愛知県大会を開催し、少年が日ごろ生活を通じて考えていることなどを訴えた。

○開催日:平成27年8月25日(火)

○場 所:一宮市民会館

○参加者数:1,570名

○応募数:308校·53,550名

(イ) PTA活動の推進【生涯学習課】

社会教育関係団体として、地域の環境浄化や家庭教育への理解と自覚を深めることにより青少年の健全育成を図っているPTAに対し、その活動を促進するための指導者の資質向上に努めた。

- a 愛知県公立高等学校 PTA連合会
 - ○PTA指導者研修会(665名)
- b 愛知県小中学校PTA連絡協議会
 - ○PTA指導者研修会(1,427名・9地区)
 - ○PTA情報交換事業(771名・10地区)

なお、愛知県小中学校PTA連絡協議会及び愛知県高等学校PTA連合会が自主的に行う事業は、年次総会・理事会・常設委員会等である。その他、各単位PTAでは、 広報紙の発行、家庭教育講座等の研修会の開催、グループ活動等が実施された。

(ウ) 火災予防の推進【消防保安課】

小中学生のころから火災予防に関する知識を身に付け、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火災等に関する体験を通じて防災の大切さを学ぶ消防学校一日入校の実施をはじめ、防火作品の募集・展示・表彰、少年消防クラブ会報の発行等を行った。

(エ) 消防団活動の普及啓発【消防保安課】

消防団は、消火活動をはじめ、災害発生時には被災者の救出救助、避難誘導に従事するなど、地域防災の中心的な存在となって安心・安全を守る組織として大きな役割

を果たしており、地域から厚い信頼を寄せられている。

そこで将来の地域社会への担い手である学生(大学生・専門学生)等の若者を対象 に消防団活動への理解と興味を深め、防災意識の高揚を図ることにより、若年層の消 防団への加入促進を行った。

(オ) 身体障害者レクリエーションの実施【障害福祉課】

身体に障害のある青少年が集い、自然の中でのハイキング等により、健康増進を始め、相互親睦と交流によって、連帯意識を高め、社会参加の推進を図った。

(カ) 盲青年等社会生活教室の開催【障害福祉課】

視覚障害のある青年等が、日常生活や就学・就労等の場において、円滑な社会生活 を営むために必要な知識の取得及び体験交流等を行った。

イ 社会貢献活動の推進

(ア) 学校(園) 間の連携・協働の推進【義務教育課】

小中学校及び幼稚園等が連携し、地域とのつながりを大切にしながら、子どもたちの豊かな心の育成をめざし、協働して魅力ある教育活動を計画・実践することを通して地域に根ざした開かれた学校(園)づくりを推進した。

○委託先:小中学校各3校 計6校

(イ) 高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」の開催【防災危機管理 課、健康学習室】

名古屋大学と連携し、高校生を対象に自然災害に対する知識理解や技術の習得などの防災対応能力の向上とともに、災害時に積極的にボランティア活動に参加しようとする心を育て、学校や地域の防災力向上に貢献できるリーダーの育成を図った。

○開催時期:平成27年7月~12月

○開催回数:5回

○開催場所:名古屋大学減災館

○参加数:30校·149名(教員30名·生徒119名)

ウ 自然体験活動の推進

(ア) 愛知県環境学習等行動計画の推進【環境活動推進課】(再掲 p. 44)

(イ) 野外教育活動の充実【財務施設課】

児童・生徒に対し、野外の自然の中で集団生活を通して、生活経験の拡充を図る とともに、集団生活の心得等社会性を身に付けさせた。

エ スポーツ・文化活動の推進

(ア) 県立学校の部活動指導【高等学校教育課】

体育的部活動、文化、生産的部活動の振興と充実を図り、生徒の心身の健全な育成に資した。

○対象:159校

(イ) 少年柔道・剣道大会の開催【警察本部少年課】

少年の健全育成を目的に、少年柔道・剣道大会を開催した。

(ウ) あいちトリエンナーレ地域展開事業(創作活動場、ワークショップ) 【文化芸術課】

子どもたちの豊かな感性、創造性を育み、文化芸術への理解を深めるため、子ども 向けの文化芸術事業を実施した。

○創作活動場の設置

美術展会場等に、子どもたちが自由に作品を創作できる場を設置した。

開催時期:平成28年1月~2月

開催場所:春日井市、小牧市、瀬戸市において実施

実施回数:会期中毎日実施(春日井市)、小牧市及び瀬戸市各1回

○ワークショップの実施

地域の文化施設で開催される美術展と連携したワークショップを実施し、子ども たちが芸術家から指導を受ける機会を提供した。

開催時期:平成28年1月~2月

開催場所:春日井市、小牧市、瀬戸市において実施

実施回数:春日井市11回、小牧市及び瀬戸市各1回

○学校派遣の実施

現代美術作家を講師として学校へ派遣し、作家の作品に込めた思いを児童に伝え、児童の自由な発想により作品を制作した。

開催時期:平成27年10月~11月

開催場所:春日井市内の小学校4校において実施

派遣回数:7回

○演奏ワークショップ及び演奏会の実施

子どもたちの音楽への理解と関心を高めるため、プロオーケストラの楽団員を 講師とした演奏指導を行うとともに、演奏会において合同演奏を実施した。

開催時期:平成28年1月~2月

開催場所:武豊町、田原市において実施

実施回数:ワークショップ及び演奏会 各2回

(エ)子ども文化芸術体験事業【文化芸術課】

美術館及び陶磁美術館において、次世代を担う子どもたちに文化芸術を体験する機会を提供し、文化芸術を担い支える人づくりを進めるため、子ども向け参加型教育普及プログラムを実施した。

*愛知県美術館

○愛知県美術館子どもアート・プログラムの実施

造形体験、身体表現、美術鑑賞等の様々なプログラムを実施した。

開催時期:平成27年8月~10月

開催場所:愛知県美術館

実施回数:12回(うち1回は常時開催)

*愛知県陶磁美術館

○携帯型学習キットを活用した教育普及活動の実施

携帯型学習キットを活用した実物教材による体験学習や講演等を実施した。

開催時期:平成27年10月~平成28年3月

開催場所:高浜市、名古屋陶磁器会館、名古屋大学、

名古屋市、瀬戸市、東海市、刈谷市及び長久手市内の小学校11校

実施回数:15回

○陶磁美術館リニューアルに係る子ども向け関連イベントの実施

南館展示リニューアルオープンに先立ち、展示替え作業の一部を公開する子ども見学体験プログラムや担当学芸員によるオープン記念特別ギャラリートーク (展示解説) を実施した。

開催時期:平成28年2月

開催場所: 愛知県陶磁美術館

実施回数:4回

(オ) 青年文化事業の実施【生涯学習課】

文化活動の奨励向上を図るとともに健全な郷土社会の建設に寄与するため、青年団体による文化大会を開催し、写真展・生活文化展等日常の活動の成果を発表した。

○県大会:平成27年9月13日(日) 愛知県青年の家

○全国大会:平成27年11月13日(金)~16日(月) 日本青年館他

(カ) 児童生徒ふれあい文化活動の推進(アートフェスタ開催)【生涯学習課】

高校の文化活動の成果を発表する場を提供し、部活動の活性化を図った。

○期 日:舞台部門 平成27年8月22日(土)・23日(日)

パネル部門 平成27年8月22日(土)・23日(日)

展示部門 平成27年8月18日(火)~23日(日)

文芸部門 平成27年8月22日(土)

○内 容:舞台部門 吹奏楽、合唱、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠、郷土芸能、 演劇、放送、ボランティアなどの各分野

パネル部門 ボランティア、自然科学の各分野

展示部門美術・工芸、書道、写真の各分野

文芸部門 交流会、講演会

○会 場:舞台部門 愛知県芸術劇場大ホール・小ホール・コンサートホール パネル部門 愛知県芸術劇場大ホールロビー・コンサートホールロビー 展示部門 愛知県芸術文化センターアートスペースG・H 文芸部門 愛知芸術文化センターアートスペースA・D・E・F

○参加者:6,341名

(キ) ふるさと遺産サポートの推進【文化財保護室】

文化財の保護、継承のために伝統芸能や天然記念物などの文化財を通じて地域の活性化を図った。

- a 伝統文化出張講座
- b 愛知県民俗芸能大会
- c 天然記念物樹勢回復事業

(ク) 各種体育大会の推進【保健体育スポーツ課】

体育大会の開催や本県代表としての選手派遣などを通じ、スポーツの普及推進と県 民の健康・体力の増進を図るとともに、生涯にわたるスポーツへの取組を促した。

- a 愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバルの開催
- b 青年体育大会の開催
- c 国民体育大会(ブロック大会を含む)への派遣
- (ケ)総合型地域スポーツクラブの推進【保健体育スポーツ課】(再掲 p. 38)
- (コ) 2020年東京オリンピック・パラリンピックあいち選手強化事業【保健体育スポーツ課】

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに本県ゆかりの選手を多数輩出するとともに、本県のスポーツ推進を支える好循環を創出するために、 強化指定選手の競技力強化と次世代のスポーツ人材育成に取り組んだ。

- a 強化指定選手に対する競技力強化事業
- b 次世代につなぐスポーツ人材育成事業 (オリンピック事業のみ)

オ 国際交流活動の推進

(ア) 外国青年の招致【国際課】

外国青年を招致し、地域レベルの国際交流の促進を図った。

また、ブラジルから本県出身移住者の子弟を県内大学に留学させた。

- CIR (国際交流員) 受入実績
 - ・受入人員:1名
 - ・受入期間:1年(更新あり)
- ○子弟留学生受入実績
 - · 受入人員: 2名
 - ・受入期間:1年

(イ) 語学指導等を行う外国青年招致事業の実施(JETプログラム)【国際課】

地域レベルの国際化の推進、英語教育の充実及び国際相互理解の増進を目的に、総 務省、外務省及び文部科学省の協力の下、外国青年を招致し、語学指導、国際交流等 に従事させた。

- ○CIR (国際交流員) 受入人数:5名 (年度末時点)
- 〇ALT (外国語指導助手) 受入人数:8名 (年度末時点)

(ウ) 青年国際交流の推進【社会活動推進課】

来県する海外の青少年との相互理解及び友好親善を図った。

○タイ日親善クラブ国際交流使節団表敬(平成27年4月27日(火)・26名)

(エ) 内閣府の主催する青年国際交流事業の実施【社会活動推進課】

参加青年の募集及び推薦を行った。

- a 国際青年育成交流
 - ○派遣先:ドミニカ共和国、カンボジア、ラトビア
 - ○派遣人員:4名
 - ○派遣期間:平成27年9月5日(土)~9月22日(火)
- b 東南アジア青年の船
 - ○派遣先:ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム
 - ○派遣人員:1名
 - ○派遣期間:平成27年10月28日(水)~12月15日(火)
- c 次世代グローバルリーダー事業
 - ○派遣先:インド、スリランカ
 - ○派遣人員:6名
 - ○派遣期間:平成28年1月20日(水)~2月29日(月)

- d 日本・韓国青年親善交流事業
 - ○派遣先:韓国
 - ○派遣人員:1名
 - ○派遣期間:平成27年9月10日(木)~9月24日(木)

外国青年の受入を行った。

- a 東南アジア青年の船
 - ○受入国: ASEAN10か国
 - ○受入人員:30名
 - ○受入期間:平成27年10月29日(木)~11月1日(日)
 - ○内容:県庁表敬訪問、高等学校訪問、伝統文化経験等

(オ) 愛知のものづくりを支える留学生受入事業 【国際課】

ものづくり地域を支える人材の集積を図るため、アジア諸国から技術系を中心と した留学生を新たに受け入れ、本県企業への就職を促進した。

- ○受入国及び人員:アジア諸国 10名
- ○受入期間:2年6か月

(カ) 留学生会館の運営補助【国際課】

公益財団法人名古屋国際センターが実施する国際留学生会館運営事業に対して補助を行った。

(キ) 愛知県・バンコク都高校生交流事業【国際課】

両地域の相互理解の促進やさらなる交流の拡大を図るため、タイ・バンコク都の高校生等を受け入れ、日本の文化・生活に触れる機会を設けると共に県内の同世代の学生との交流を実施した。

- ○訪問者数:バンコク都高校生20名、引率者2名(バンコク都国際課職員)
- ○期日: 平成27年10月22日(木)~28日(水)
- ○内容:県庁表敬訪問、高校・大学訪問、企業視察、ホームステイ等

(ク) これからの農業を担う青年の海外派遣研修の実施【農業経営課】

これからの農業を担う青年の欧米先進国への派遣を推進し、海外での農場実習と各種の研修を通じて優れた農業技術の取得、豊かな国際的視野及び経営能力の涵養を図る。これにより、輸出促進を視野に入れた「攻めの農業」を担う人材の育成を図るとともに、派遣先国と相互理解を深め、友好関係の増進に寄与するために支援を実施した。

平成27年度海外派遣研修実績

○アメリカコース:アメリカ 1名(平成28年3月から渡航 約19か月)

Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援

1 困難な状況ごとの取組

(1) 障害のある子ども・若者の支援

ア 教育に関する支援

(ア) 特別支援学校の整備【財務施設課】

特別支援学校の施設整備(知多地区新設特別支援学校実施設計及び尾張北東地区 新設特別支援学校基本設計)を行った。

(イ) 特別支援教育体制の推進【特別支援教育課】

幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生 徒に対する教育的支援を行うための体制整備を図った。

(ウ) 愛知県特別支援教育推進計画【特別支援教育課】

平成25年度に策定した「愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)」 に基づく具体的な施策を展開するとともに、計画の進行管理を行った。

イ 就労支援を含む自立支援

(ア) 障害者職業訓練の実施【産業人材育成課】

障害者に自己の職業能力に適応する職種に必要な基礎知識と技能を習得させることにより、就職及び自立を容易にし、職業の安定と地位の向上のため、障害者の就職 支援を図った。

○障害者職業訓練:定員125名、受講者98名

ウ 発達障害のある子ども・若者の支援

(ア)発達障害者支援体制の整備【障害福祉課】

発達障害のある人及びその可能性がある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、医療、福祉、教育、労働等の各分野の連携による県内支援体制の整備を図った。

(イ)発達障害者支援センターの運営【障害福祉課】

発達障害のある人及びその可能性がある人の療育や就労に関し、相談、情報提供、 関係機関の連絡調整等の支援を行い、発達障害のある人の福祉の増進を図った。

エ 自立と共生の地域社会づくり

(ア) 障害及び障害者に対する県民理解促進事業の実施【障害福祉課】

障害及び障害者に対する差別、偏見をなくし、地域にお住まいの方々に、障害に対する正しい理解の促進を図ることを目的として、NPO等が実施主体となり、啓発事業を行った。

(2) 少年非行の防止

ア 非行防止活動等の充実

(ア) 少年非行防止対策の推進【警察本部少年課】

a 薬物乱用防止対策

青少年層への危険ドラッグ、麻薬、覚せい剤、シンナー等乱用の浸透を防止するため「愛知県薬物乱用防止対策推進本部」を中心に、街頭啓発活動の実施、学校等での講話、相談窓口における相談受理等により薬物乱用防止啓発活動を展開した。

b 非行防止教室の開催等

警察官を小・中・高等学校に派遣して万引き防止等の非行防止教室を開催した。

c 街頭補導活動や広報啓発活動

繁華街等において少年補導委員等と連携した街頭補導活動を実施するとともに、 ホームページ等を活用した非行防止のための広報啓発活動を実施した。

d 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

警察において非行少年として取り扱った少年及びその保護者に警察から積極的に連絡をとり、生活環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない少年に対して、保護者の同意を得た上で、警察官や少年補導職員による継続的な指導、助言や社会奉仕活動等に参加させるなどして立ち直りを図った。

e 居場所づくり活動

家庭、学校、地域社会に心の拠り所となる居場所を見出せず、非行に走ること や非行集団に加入することで居場所を見出している少年に対して、関係機関、地 域住民等と連携して、公共場所の清掃等の社会奉仕活動や農作業等の体験活動を 開催し、非行に代わる健全な居場所を提供することにより少年の立ち直りを図っ た。

f 復学·就学支援

大学生を中心とした若者で構成する少年警察ボランティア「ユース・サポーター」を活用し、不登校や学業不振により生活の悪化が認められる少年に対して学習支援を行うことにより少年の立ち直りを図った。

g 就労支援

関係機関と連携して、警察官や少年補導職員がハローワークへの同行等の就労 支援を行い、仕事をしていないことにより生活の悪化が認められる少年の立ち直 りを図った。

h 少年補導委員

少年補導委員は、地域における少年の非行防止及び健全育成の中核として警察署長が委嘱するボランティア(県内2,000名)であり、各地域において、街頭補導活動や非行少年等の立ち直り支援など積極的な活動を行った。

i スクールサポーター

警察署にスクールサポーター(警察官OB)を配置し、学校と連携して、少年の非行防止及び立ち直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保対策などを実施した。

○配置警察署:37署(千種署、東署、北署、西署、中村署、中署、昭和署、瑞穂署、中川署、南署、港署、緑署、名東署、天白署、守山署、愛知署、瀬戸署、春日井署、小牧署、西枇杷島署、江南署、犬山署、一宮署、稲沢署、津島署、半田署、東海署、知多署、常滑署、刈谷署、碧南署、安城署、西尾署、岡崎署、豊田署、豊川署、豊橋署)

イ 非行防止のための啓発活動の推進

(ア) 非行防止対策の実施【社会活動推進課】

青少年の非行・被害防止のため、地域が一体となった取組を推進するとともに、青 少年保護育成条例を適正かつ効果的に運用し、青少年の保護及び健全な育成を図った。

a 青少年保護育成審議会の開催

青少年保護育成条例(第23条)に基づき設置されたもので、青少年の健全な育成を阻害すると認められる興行(映画・演劇等)・図書類・がん具類・広告物等について調査・審議し、知事の諮問に答えるものである。

○開催日:平成27年8月19日(水)

b 「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」の実施

青少年が解放感から有害環境に接する機会の多くなる夏休みや冬休み期間中を 中心に、青少年育成県民会議と連携して、青少年の非行に対する県民意識の高揚 や有害環境の浄化活動等に取り組んだ。

○強調期間:夏期 7月1日~8月31日 冬期 12月20日~1月10日

- ○スローガン:「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」
- ○内 容:県内各所での啓発資材の配布等
- c 愛知青少年サポートパトロール隊(あいち声かけ隊)

県、教育委員会、警察本部、名古屋市、青少年団体等が一体となって非行防止 パトロール等を行った。

<夏期>

- ○実施日:平成27年6月30日(火)
- ○場 所:愛知県庁本庁舎正面玄関前、栄(中日ビル)、名駅(JRタワーズガーデン)
- ○内 容: 「NO! J K ビジネス」キャンペーン出発式等
- d 暴走族追放強調月間の推進

県、県民、事業者、市町村等が一体となって暴走族等のいないまちづくりを推 進するため、暴走族の追放に向けた広報啓発活動を行った。

- ○運動期間:6月
- ○スローガン:暴走を「しない」「させない」「見に行かない」
- ○内容:ナゴヤドームライブビジョン及びパロマ瑞穂スタジアムでの電光掲示 等
- e 条例の普及啓発

(イ) インターネット対策の推進【社会活動推進課・警察本部】

近年、携帯電話やスマートフォンの急激な普及により、青少年がインターネットに 携わる機会が増え、出会い系サイト、あるいはコミュニティサイトにアクセスして、 性的な被害を受ける事件が後を絶たないことから、「保護者のための体験!体感!ス マホ教室」や各種の広報媒体を活用するなど、様々な機会を利用した広報啓発活動を 通じて、青少年だけでなくその保護者に対してインターネットについての正しい知識 と、利便性の裏に潜む危険性について啓発した。また、警察においてはサイバー補導 を推進し、被害の未然防止に努めた。

(ウ) がん具煙火事故防止対策の推進【消防保安課】

おもちゃ花火の取扱い不注意による事故を防止するため、事故防止ポスターを作成 し、関係先へ配付するほか、駅の掲示板に貼付し、事故の撲滅を図った。

○ポスターの配布(3,200枚)及び駅貼(9か所)

(エ) 暴走族対策の実施【警察本部非行集団対策課】

暴走族を始めとする非行集団の解体と暴走行為の一掃を図るため、装備資機材の充 実と効果的な活用による取締りを推進するとともに、ホームページや啓発用チラシ等 を活用した暴走族加入防止活動を実施した。

ウ 立ち直り支援活動の充実

(ア) 立ち直り・被害少年支援対策【警察本部少年課】

少年に対し、社会奉仕活動や農業体験活動、スポーツ活動等を通じて非行に代わる 健全な居場所を提供し、少年警察ボランティア等が勉強を教えるなどの学習支援によ る立ち直り支援を実施するとともに、いじめや虐待を受けた被害少年に対しては、電 話や面接を通じて、継続的な助言、カウンセリング等の必要な支援を実施し、被害に よる精神的ダメージから立ち直りを支援した。

(イ) 児童自立支援施設の運営【児童家庭課】

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童を児童自立支援施設「愛知学園」に入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行った。

(3) いじめ等の問題行動、不登校への対応

ア 相談・指導体制の充実

(ア) 家庭教育支援員活動の実施【生涯学習課】

不登校の児童生徒に比較的年齢の近い大学生等を家庭教育コーディネーターと一緒にホームフレンドとして家庭に派遣し、話し相手や遊び相手となり、心の安定を図った。

○家庭教育支援員数:16名

(イ) 生徒指導の強化【財務施設課】

児童生徒の家庭訪問及び校外指導体制の充実を図った。

○生徒指導強化旅費:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

(ウ) 心豊かな児童生徒育成の推進【高等学校教育課、義務教育課】

- a 児童生徒が自己実現を図り、社会性を身に付けるために、生徒指導上の諸問題の解決に向けた協議を行った。
- b 県教育委員会にいじめ問題対策委員会、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ 対応支援チームを設置し、いじめ防止対策を実施した。
- c 児童生徒の臨床心理に関して、高度の専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして小・中・高等学校に配置し、児童生徒の問題行動等の未然防止や問題解決にむけてのカウンセリングにより、その健全な育成を図った。

また、子どもや保護者等がいじめの問題や、交友関係のトラブルや心配な友達

の存在など、子どものSOSを広く受け止めることができるよう、夜間、休日を含めて24時間体制での電話相談「子どもSOS ほっとライン24」を実施した。

- d 福祉に関する資格・知識を有するスクールソーシャルワーカーを県立高校に配置し、学校外の機関等と連携して生徒の生活環境の改善を図ることにより、学校への適応や社会的な自立を支援した。
- e 不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期 対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行った。
- f 県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視し、誹謗中傷などいじめにつながる書き込み等を早期に発見することにより、 児童生徒に危険が及んだり、トラブルに巻き込まれることを未然に防止した。

(4) ひきこもりに対する支援

ア 多面的で総合的な支援

(ア) ひきこもり対策の推進(相談事業)【こころの健康推進室】

精神保健福祉センターにひきこもり専門相談窓口を設け、専用電話相談や面接相談を実施するとともに、必要な支援につなげるコーディネート活動を通じて、ひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」によるアウトリーチ活動を行った。

また、保健所においては、ひきこもり相談や家庭訪問を行った。

(イ) ひきこもり対策の推進(関係機関の連絡調整)【こころの健康推進室】

- a ひきこもり支援推進会議 愛知県のひきこもり対策の進捗状況を検証するとともに問題点を検討し効果的 な推進を図った。
- b 地域継続支援ネットワーク会議 不登校の子どもや若者について、学齢期後途切れることなく継続的な支援が行 われるよう保健所において、関係機関の連携を図るための会議を開催した。
- c ひきこもり支援関係団体連絡会議 ひきこもり支援を行っている関係団体の連携を図る会議を開催した。

(ウ)ひきこもり対策人材の育成・養成【こころの健康推進室】

ひきこもり相談担当者、支援者等ひきこもり支援に携わる人材の育成を行うととも に、地域で寄り添えるボランティアを養成した。

(エ) 子ども・若者支援ネットワークの整備【社会活動推進課】

ニート・ひきこもりなど困難を抱える若者の社会的自立を図るため、教育・福祉・保健・医療・雇用等の各分野における公的機関・民間団体等が連携して包括的

かつ継続的な支援を行うことができるようネットワーク体制の整備を推進した。

- a 協議会あり方検討会の開催 地域協議会を設置した自治体と有識者により、協議会設置促進のための方策、 課題や解決策等について検討した。
- b 普及推進タウンミーティングの開催

広く一般県民も対象として、協議会の必要性の周知と普及を図るため、タウンミーティングを開催した。

<一宮会場>

○開催日:平成28年1月19日(火)

○場所: i ビル (尾張一宮駅前ビル)

○主な内容:基調講演「困難を抱える若者をどう支援するか」 シンポジウム「私たちは若者支援にどう取り組んでいるか」

<大府会場>

○開催日:平成28年2月2日(火)

○場所:大府市勤労文化会館

○主な内容:シンポジウム「困難を抱える若者を地域でどう支援するか」 分科会

- ・ひきこもり、ニート・不登校の現状と支援について
- ・青少年育成関係者と支援団体との連携について
- ・子ども・若者支援地域ネットワークの必要性について

(5) ニート (若年無業者)・フリーターに対する支援

ア 就業等に向けた支援

(ア) 若者職業支援センターの運営【就業促進課】

若者の就職を支援するため、愛知労働局と連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、就職相談から職業紹介まで幅広い就職支援サービスをワンストップで提供した。

○施設名:ヤング・ジョブ・あいち

○所在地:名古屋市中区栄4-1-1(中日ビル12階)

○対象者:45歳未満の若年求職者及び学生

○設置機関名:あいち若者職業支援センター、愛知新卒応援ハローワーク、 愛知わかものハローワーク

(イ) 若年者キャリア形成相談の実施【就業促進課】

市町が設置する若年者就職相談窓口に県がアドバイザーを配置し、県・市町が連携して地域の若者がキャリア形成するための各種相談に対応した。

(ウ) 公共職業訓練の実施【産業人材育成課】

新規学卒者及び若年未就職者等を対象に、基礎的な技能を付与することにより、労働者としての職業の安定と社会的経済的地位の向上とともに産業の振興を図った。

- ○普通課程訓練:定員200名 、受講者145名
- (エ)子ども・若者支援ネットワークの整備【社会活動推進課】(再掲 p.60)

(6) 外国人の子ども・若者の支援

ア 教育の充実

(ア) プレスクール等の普及【多文化共生推進室】

市町村へのプレスクールの普及を図るため、これまでのプレスクール事業の成果を 基に、プレスクールの実施に必要となるノウハウ、教材等をまとめたマニュアルや、 このマニュアルを活用したモデル事業の成果などに関して、市町村向けの実践的な説 明会を行った。

○開催日:平成28年3月22日(火)

○場所:あいち国際プラザ

○参加者:46名

(イ) 外国人児童生徒の日本語教育支援【多文化共生推進室】

- a 「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の開催 外国人児童生徒等が自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を 図るとともに、多文化共生に対する理解の促進を図った。
 - ○開催日:平成27年11月14日(土)
 - ○場所:名古屋国際センター
 - ○参加者:231名(ただし、同日開催「多文化共生フォーラムあいち2015」参加者も含む)
- b 外国人幼児向け日本語教材等作成事業 小学校入学前の5歳児及び保護者を対象とした学校生活への早期適応教材を作成・配布した。
- c 外国人児童生徒日本語教育支援補助金 県内の不就学等となっている外国人児童生徒を支援するため、市町村域を超え て就学支援活動を行うNPO等の団体に対する補助を実施した。

○交付団体:3団体

d 「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催

行政、学識者、学校関係者やNPO、経済団体、企業など地域の外国人に係わる 様々な立場の方々が一堂に会して、本県における外国人の日本語教育を取り巻く 状況の把握や課題解決に向けた意見交換等を行うための会議を開催した。

- ○全体会1回、こども部会2回、おとな部会2回
- e 外国人児童生徒日本語指導員の育成

外国人児童生徒の日本語能力を高めるため、企業OBや教員OB等を対象に、外国 人児童生徒への学習支援活動に関する研修を実施し、地域における日本語教育の 担い手を育成した。

○開催日:①平成28年 3月6日・13日 ②平成28年 3月8日・15日

○場 所:①豊橋市 ②一宮市

○参加者: ①24名 ②33名

f 外国人児童生徒指導関係者共同研修の実施

外国人児童生徒への効果的な指導を行うため、学校とNPOの外国人児童生徒指導関係者を対象に、日本語指導方法のスキルアップと情報交換のための共同研修を実施し、外国人児童生徒指導関係者間の連携強化を図った。

○開催日:①平成28年1月22日 ②平成28年2月5日 ③平成28年3月9日

○場 所:①蒲郡市 ②小牧市 ③みよし市

○参加者: ①34名 ②36名 ③31名

(ウ) 外国人児童生徒教育の推進【義務教育課】

語学相談員を公立小・中学校へ派遣し、外国人児童生徒の語学指導や生活適応指導等を行った。

○ポルトガル語対応語学相談員:4名

○スペイン語対応語学相談員: 5名

○フィリピノ語対応語学相談員:2名

イ 就労等に向けた支援

(ア) 外国人労働者に関する憲章の普及促進【多文化共生推進室】

平成20年1月に東海三県一市で策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への 適応を促進するための憲章」について、企業等を対象にしたセミナーの開催や経済団 体の定例会議等を活用した啓発等に努めた。

a 名古屋市

○開催日:平成27年12月16日(水)

○場所:名古屋国際センター

○参加者:106名

b 岐阜市

○開催日:平成28年2月12日(金)

○場所:じゅうろくプラザ

○参加者:122名

ウ 相談機能の充実

(ア) 多文化ソーシャルワーカーの活用【多文化共生推進室】

日系人を始めとする外国人県民が日本社会の中で安心して快適に生活していけるよう、(公財) 愛知県国際交流協会内多文化共生センターにおいて、多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供を行うとともに、複雑な問題については継続して個別支援を実施した。

- a 多文化共生センター利用時間・対応言語
 - ○月~土 10:00~18:00 ポルトガル語、日本語
 - ○月~金 13:00~18:00 スペイン語
 - ○月・火・木・金 13:00~18:00 英語
 - ○月 13:00~18:00 中国語
 - ○水 13:00~18:00 フィリピノ語/タガログ語
- b 平成27年度実績

多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援実績

- ○日 本 語 : 295 (うち個別支援2) 件
- ○英 語 : 38 (うち個別支援0) 件
- ○ポルトガル語:181 (うち個別支援5) 件
- ○スペイン語 : 95 (うち個別支援1) 件
- ○中 国 語 : 23 (うち個別支援1) 件
- ○フィリピノ語/タガログ語: 14(うち個別支援0)件
- c フォローアップ研修会の開催
 - ○開催日:平成28年2月26日(金)
 - ○会 場:あいち国際プラザ
 - ○参加者数:20名
 - ○内 容:(1) 講演「外国人高齢者について考える」
 - (2) 事例検討

2 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための取組

(1) 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための取組

ア 困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援

(ア)教育相談の実施【教育委員会総務課】

補助先:公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

a 電話相談

青少年とその保護者を主たる対象として電話で相談を受け、悩みの自主的解決 のため精神的な援助を行った。

○常任相談員:3名 ボランティア相談員:175名

b 面接相談

不登校や発達障害傾向のある子どもの保護者及び関係者を対象に、講義や集団 カウンセリング等を通して問題の解決を図るための助言・援助を行った。

(イ) 家庭教育相談員の設置【生涯学習課】

教育事務所等に「家庭教育コーディネーター」を設置し、家庭教育全般について、訪問による相談活動を推進した。

○家庭教育コーディネーター:17名

(ウ) 家庭支援相談事業 (365日子ども・家庭110番) の実施【児童家庭課】

電話相談員(非常勤嘱託)3名により、子どもと子育てに関する悩みや問題等についての電話相談に対応した。

○1年を通して毎日9時~17時

※28年度からは(子ども・家庭110番)として平日9時~17時、電話相談員(非常 勤嘱託)2名で対応

(エ) 児童相談センター(児童相談所)の運営【児童家庭課】(参考資料 p. 90参照) 児童に関する相談及び判定指導を行った。

(オ) 児童委員の設置【児童家庭課】

児童・妊産婦の相談、援助、保護等を行う児童委員の活動費を支給し、福祉向上を 図った。

○児童委員数:5,716名

(カ) 家庭児童相談室の運営【児童家庭課】

家庭における児童の養育上の諸問題についての相談に応じ助言指導するため、福祉 事務所に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員を配置した。

(キ)総合教育センター教育相談の実施【高等学校教育課】

一般教育相談、特別支援教育相談、教育関係職員相談を実施した。

(ク) メンタルヘルス相談等の実施【こころの健康推進室】

県保健所及び精神保健福祉センターにおいて、うつ、自殺、ひきこもりなど青少年を始め広く県民のメンタルヘルスに関する相談を受け、必要に応じて、訪問等の援助を行った。

また、精神保健福祉センターは、関係機関等を対象に研修を実施し、個別事例の相談にも応じた。

(ケ) あいち小児保健医療総合センター【病院事業庁管理課】

健康や発達について問題を抱える子どもたちに対して総合的に問題解決を図る施設として、保健部門と医療部門を併せ持つ「あいち小児保健医療総合センター」を運営した。保健部門では、相談や研修、情報サービスなどを通じて、子どもの虐待予防、事故予防、生活習慣病予防などに取り組んだ。

(コ)子ども・若者支援ネットワークの整備【社会活動推進課】(再掲 p.60)

Ⅲ 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

1 家庭の教育力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

ア 家庭におけるふれあいの充実

(ア)「家庭の日」県民運動の実施【社会活動推進課】

家庭が担う役割の重要性について認識を高め、親子の対話のある明るい家庭づくり を推進するための運動を展開した。愛知県青少年育成県民会議等と連携してポスター 絵画の募集をはじめとする啓発活動を実施した。

○家庭の日:毎月第3日曜日

○強調月間:平成28年2月1日~2月29日

○標 語:「親と子の 対話がつくる よい家庭」

イ 家庭教育の支援

(ア) あいちっこ子育て支援事業の実施【生涯学習課】

a 家庭教育企画委員会(年3回)

家庭教育事業全体の総合的な推進を図るため、学識経験者等の各方面の専門家による事業の検討を行った。

b 家庭教育支援ネットワーク会議(5地区)

家庭教育に関する相談活動を行う関係者による連絡会議を開催し、情報交換・ 意見交換等を行い、関係者の相互理解を深め、連携・協力体制の強化を図った。

- c あいちっこイキイキ子育て支援地域交流会(6地区・2,090名) 社会全体で子育てに取り組む機運を高めた。
- d あいちっこ「親の育ち」応援事業

地域の家庭教育研修会の講師を養成することと、親への学習機会の提供をすることにより、親の育ちを応援し、家庭の教育力の向上を図った。

- ○「親の育ち」家庭教育支援者スキルアップ事業
- ○「親の育ち」家庭教育研修会推進事業(50回・2,490名)
- ○子育てネットワーカー活用啓発事業

ウ 地域による子育て支援

(ア) 幼児教育充実推進費補助【私学振興室】

私立幼稚園が、通常の教育時間終了後に、希望者を対象として行う預かり保育事業に対して補助をした。

○対象園:321園

また、私立幼稚園が、その施設や機能を地域に開放して行う子育て支援事業に対して補助をした。

○対象園:149園

(イ) 子育て家庭の支援【子育て支援課】

子育て家庭等に「はぐみんカード」を配布し、協賛店舗、施設がカード提示者に対し、割引、ポイント割増の優待等、様々な優遇を行うことにより、地域が一体となって子育て家庭を応援する機運の醸成を図った。

(ウ) 子育て応援の日(はぐみんデー) の普及啓発【子育て支援課】

毎月19日の「子育て応援の日(はぐみんデー)」の普及を推進し、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、はぐみんデー普及推進強化月間である11月に、はぐみんデーの普及を目的とした啓発活動を行った。

(エ) あいち子育て支援活動の情報提供【子育て支援課】

NPO等の子育て支援団体の情報や子育てに関する有益な情報を一元的に提供するホームページを運営した。

2 地域の教育力の向上

(1) 学校と地域との連携

ア 地域の人材と資源の活用

(ア) 魅力ある学校づくりの推進【財務施設課、高等学校教育課】

科目「課題研究」や総合的な学習の時間などにおける社会人講師等の活用費用や校外研究引率指導旅費を措置し、指導の充実を図った。

- (イ) 学校(園)間の連携・協働の推進【義務教育課】(再掲 p.49)
- (ウ) 運動部活動の活性化【保健体育スポーツ課】(再掲 p. 38)
- (エ) 武道等指導の推進【保健体育スポーツ課】(再掲 p. 38)

イ 学校評価の充実

(ア) 学校評価の充実・改善のための実践研究事業【高等学校教育課、特別支援教育課】

学校評価ガイドラインに基づき、自己評価や学校関係者評価を実施した。また、学校と設置者が必要であると判断した場合は第三者評価を実施することにより、学校評価全体の充実を図った。

(イ) 学校評議員の設置推進【高等学校教育課、特別支援教育課】

開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進するために、学校評議員を設置 し、学校関係者評価の実施を通して学校評価の充実を図った。

ウ 地域に根ざした学校づくり

(ア) 県立学校体育施設スポーツ開放の運営【保健体育スポーツ課】

県立学校の体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲で地域住民に開放し、スポーツへの取組を促した。

(2) 企業と地域との連携

ア 勤労者の地域参加に向けた職場環境づくりの推進

(ア) ワーク・ライフ・バランスの普及推進【労働福祉課】

仕事と生活の調和した社会の実現に向けて、労働団体、経済団体、行政機関等を構成員とする「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」が策定した行動計画に基づき、県内一斉ノー残業デーを始めとする定時退社や、年次有給休暇の取得促進等の取組を呼びかけ、賛同を募る「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」など官民一体となった取組を進めた。

(イ) ファミリー・フレンドリー企業の登録促進【労働福祉課】

従業員が、仕事と育児・介護・地域活動などとを両立できるような職場環境づくり を推進するため、ファミリー・フレンドリー企業への登録促進を図った。

(ウ) 職場内家庭教育の推進【生涯学習課】

企業に家庭教育に関する研修を設けることを奨励し、希望する企業に講師を派遣した。

○家庭教育講座:年8回

(3) NPOとの協働

ア 協働の一層の推進

(ア) NPOとの協働の推進【社会活動推進課】

専門的なNPOと行政との意見交換会を実施するとともに、多様な主体が対等な立場で中長期的な課題を話し合う「協議の場」を設けて話し合いを実施した。

(4) 地域力の強化

ア 大人自身の意識改革

(ア) 子ども・若者育成支援県民運動の実施【社会活動推進課】

愛知県青少年育成県民会議との共催による「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進した。

- ○強調月間:11月1日~11月30日
- ○スローガン:「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」
- ○内 容: 啓発資材等の配布及び街頭キャンペーン (県内各所)

イ 子ども・若者の育成活動の促進と交流を促す情報提供

(ア) 青少年団体活動推進費補助【社会活動推進課】

青少年団体が行う自主的活動を助成し、社会参加の拠点となる各種の青少年団体の 育成を図った。

- ○一般財団法人愛知県青年会館
- ○一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟
- ○一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟

(イ)子ども会連絡協議会の補助【子育て支援課】

子ども会を組織化し、子ども会活動の活発化を図っている愛知県子ども会連絡協議 会へ運営費の一部を補助することにより、児童の健全育成の推進を図った。

(ウ) ユースワーカーの派遣【社会活動推進課】

ユースワーカーを市町村、NPO等の協力団体へ派遣し、地域での活動を推進した。

○派遣回数:1回

(エ)社会教育指導者研修の実施【生涯学習課】

PTA指導者、青年団体指導者の資質向上を図った。

- ○小中学校PTA指導者研修会:9地区 年1回
- ○高等学校PTA指導者研修会:年1回
- ○青年団体指導者研修会:修了者13名

(オ) 生涯学習情報システム「学びネットあいち」の運営【生涯学習課】

県内の生涯学習推進の中核的機関として学びネットあいちの運用などによる学習情報の総合的提供の事業を実施した。

(カ) 防災キャンプの推進【生涯学習課】

学校、PTA、地域の自治会等が連携し、学校等を避難所とした防災教育プログラムを含む泊を伴う防災キャンプと県内全域への周知・啓発のための活動事例発表会を実施した。

(キ) 母親クラブ活動の促進【子育て支援課】

地域住民の積極的な参加による地域組織(母親クラブ)活動を促進することにより、児童の健全育成を図った。

ウ 交流拠点の充実

(ア) 放課後児童健全育成の推進【子育て支援課】

共働き等の理由で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全な育成を 行う「放課後児童クラブ」の運営費を補助し、児童の健全育成の向上を図った。

○実施数:1,252クラス(52市町村)

(イ) 放課後児童クラブの整備【子育て支援課】

市町村が放課後児童クラブ実施施設を整備する場合に補助をした。

(ウ) 放課後児童支援員研修の実施【子育て支援課】

放課後児童支援員として放課後児童クラブに従事しようとする者を対象に認定資格研修を実施するとともに、放課後児童支援員等の資質向上のための研修を実施した。

(エ) こどもの国の管理運営【子育て支援課】

次代を担う児童の健全な育成を願い、自然の中での遊びを通じて児童の健康の増進と豊かな情操を養うことを目的とした児童総合遊園を管理運営した。

(オ) 児童総合センターの管理運営【子育て支援課】

児童健全育成を推進するための県の中核的な施設として、質の高い遊びを開発し、

子どもに提供すること、子育て環境に関する調査研究、情報の収集及び発信を目的と した児童総合センターを管理運営した。

(カ) 放課後子ども教室の推進【生涯学習課】

すべての子どもを対象にして、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、 学習機会の提供、スポーツや文化活動、地域住民との交流活動等を行う市町村実施の 「放課後子ども教室」事業に対し補助した。

(キ) 自然公園施設の管理運営【自然環境課】

- a 茶臼山公園施設(キャンプ場) 自然公園施設利用者及び青少年にキャンプ場を提供した。
- b 伊良湖休暇村公園施設(キャンプ場) 自然公園施設利用者及び青少年にキャンプ場等を提供した。

(ク) 野鳥園の運営【自然環境課】

弥富野鳥園において野鳥保護思想の普及啓発等を行った。

○探鳥会・ミニ探鳥会の開催(各10回)

参加者:探鳥会 計359名、ミニ探鳥会 計244名

○野鳥観察指導

7、8月を除く土日祝日に実施した。

(ケ) 犬山国際ユースホステルの管理運営【観光振興課】

観光旅行者及び青少年の利用に供した。

○指定管理者:一般社団法人愛知県観光協会

(コ) 森林公園の管理・運営【林務課】

森林公園(一般公園・植物園・運動施設)の管理・運営を行った。

○指定管理者(利用料金制):ウッドフレンズ共同企業体

(サ) 県民の森の管理・運営【林務課】

県民の森の管理・運営を行った。

○指定管理者(利用料金制):公益財団法人愛知公園協会

(シ) 緑化センター及び昭和の森の管理・運営【森林保全課】

緑化センター及び昭和の森の管理・運営を行った。

○指定管理者:公益財団法人愛知公園協会

(ス) 公園緑地の整備及び維持管理【公園緑地課】

県営都市公園の管理・運営を行い、整備の推進を図った。

(セ)社会教育施設の管理運営及び整備【生涯学習課】

「青年の家」及び「少年自然の家(美浜・旭高原)」の管理・運営を行った。

(指定管理者)

- ○青年の家:特定非営利活動法人愛知ネット
- ○少年自然の家(美浜、旭高原):公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

(ソ) 体育・野外活動施設の管理運営及び整備【保健体育スポーツ課】

愛知県体育館始め8施設の管理・運営を行った。

(指定管理者)

- ○愛知県体育館始め6施設:公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
- ○愛知県武道館及び岡崎総合運動場:三幸・スポーツマックス共同事業体

3 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

(1) 有害環境への対応

ア インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

(ア)「保護者のための体験!体感!スマホ教室」の実施【社会活動推進課】

青少年を取り巻く有害情報対策を推進する観点から、青少年の保護者等を対象に、 スマートフォンを実際に操作して体験しながら、危険性を認識するとともに、正しい 使い方を習得していただく講師出張型の教室を開催した。

○申込団体数:228、開催教室数:240、受講者数:延べ4,398人

○講師:県委託事業者(縁エキスパート株式会社)

イ 有害環境対策の推進

(ア) 非行防止対策の実施【社会活動推進課】(再掲 p. 57)

ウ 薬物乱用等の防止対策の推進

(ア) 生活習慣病対策の推進(たばこ対策推進)【健康対策課】

未成年者が喫煙習慣を身に付けないよう市町村、学校、警察等と連携した地域における防煙対策を推進した。

a 防煙教室の開催:5回

b 健康教育の実施:7回

(イ) 医薬品及び毒物劇物の安全確保の対策【医薬安全課】

医薬品等の乱用による健康被害の発生を防止するため、薬局開設者、医薬品販売業者、毒物劇物営業者に対して、最新の情報を周知するとともに、これらのものが不正に譲渡されることのないように、監視指導等の措置を講じた。

(ウ) 薬物乱用防止対策の推進【医薬安全課】

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、取扱者に対する 指導・取締を実施するとともに、次の事業等による啓発活動並びに相談業務を実施し た。

- a 薬物乱用防止指導員活動
- b 不正大麻・けし撲滅運動
- c 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- d 麻薬·覚醒剤乱用防止運動
- e 薬物相談窓口

(エ)薬物乱用防止教室の開催【警察本部少年課】

小学校、中学校、高等学校等に警察官を派遣して薬物乱用防止教室を開催し、生徒、教員等に対して薬物の有害性・危険性を認識させて、薬物乱用防止に向けた意識の醸成を図った。

○薬物乱用防止教室実施校数 608校(平成27年中)

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

ア 少年の福祉を阻害する犯罪への対策

(ア) 児童ポルノ等福祉犯罪対策【警察本部少年課】

少年の福祉を阻害する犯罪の取締りを推進して被害少年の保護対策を図るとともに、 福祉犯被害の実態について県民に周知し、未然防止を図った。

法令別 区分	総数	児 福 法	職安法	労基法	児童買春・児童	正 風 営 法 適	毒劇法	覚取法等	イト規制法 出会い系サ	条 例	喫煙禁止法	その他
検挙件数	498	31	3	14	204	29	_	2	6	190	18	1
検挙人員	483	37	3	15	178	37	_	2	5	187	18	1
総件数中に 占める割合 (%)	100	6. 2	0.6	2.8	41.0	5.8	-	0.4	1.2	38. 2	3.6	0. 2

福祉犯法令別検挙状況(平成27年中)

イ 地域防犯活動の推進

(ア) 学校防犯教室の推進【健康学習室】

公立小中学校の学校安全担当教員を対象に、学校での防犯教室の開催による実践的な安全教育・安全管理等の推進を目指し、有識者の講義及び県警本部防犯活動専門チームによる講話・実演等の研修会を開催した。

- ○【尾張地区】 平成27年5月15日(金) 愛知県総合教育センター 参加者158名
- ○【三河地区】 平成27年5月29日(金) 愛知県西三河総合庁舎 参加者143名

(イ) 県立学校防犯教育指導者研修会の開催【健康学習室】

県立学校の防犯教育担当教員を対象とした研修会を実施し、女子生徒を対象とした 犯罪の現状と対策についての理解や、学校安全委員会のデザインについての意見交換 などを通して、資質向上を図った。

○平成27年8月17日(月) 愛知県総合教育センター 参加者187名

(ウ) 学校安全緊急情報共有化広域ネットワークの推進【健康学習室】

不審者事件等が発生した場合、発生場所の市町村教育委員会が中心となり、市町村

内の全ての学校をはじめ、関係機関・団体、近隣の市町村教育委員会へ迅速かつ広域 的に情報を発信し、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制整備を推進した。

また、巡回業者や緊急避難場所活動業者と不審者緊急情報について共有し、地域における防犯監視力の強化を図った。

ウ 交通事故防止活動の推進

(ア) 交通安全県民運動の実施【地域安全課】

県民総ぐるみで地域に根ざした交通安全県民運動を推進するため、各季の県民運動を中心に交通安全意識の高揚を図った。

a 各季の交通安全県民運動の実施

交通安全思想の普及を図るため、県警察や市町村、関係諸団体と連携しながら、 四季の交通安全運動を県民総ぐるみで展開した。

- ○春の全国交通安全運動:5月11日~5月20日
- ○夏の交通安全県民運動:7月11日~7月20日
- ○秋の全国交通安全運動:9月21日~9月30日
- ○年末の交通安全県民運動:12月1日~12月10日
- b 交通安全県民大会の開催

年初に交通安全県民大会を開催し、交通事故防止宣言を採択するとともに、交 通安全功労者の顕彰を行った。

- ○開催日:平成28年1月21日(木)
- ○場所:愛知県芸術劇場 大ホール
- ○参加者:約1,300名
- c 県民事務所交通安全啓発活動の実施

交通安全意識の高揚を図るため、県民事務所等において地域の交通事故情勢に 即した啓発活動を随時実施した。

d 自転車安全利用講座の開催

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる「自転車シミュレータ」を 利用し、参加体験型の出張講座を実施した。

○実施回数:71回、参加者数:7,145名、体験者数:2,254名

(イ) 交通安全推進協働事業 【地域安全課】

ボランティア、企業等と連携・協働して草の根的な啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚を図った。

a 交通安全教育ボランティアの派遣

交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて、交通安全教育ボランティアを派遣し、特技(手品、腹話術等)を活用した交通安全啓発を実施した。

○派遣回数:116回、参加者数:11,058名

b 交通安全パートナーシップ企業の活動支援

交通安全活動を自主的かつ積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、広く募集し、その活動を支援した。

○登録企業数:747社、2,507事業所(平成28年3月末現在)

(ウ) 交通安全団体活動推進費の補助【地域安全課】

愛知県交通安全母の会が実施する、県内の幼稚園等を対象とした世代間交流による 交通安全事業を始め、各種の交通安全啓発活動に要する経費に対し助成を行った。

(エ) 多発事故対策の推進【地域安全課】

本県における交通死亡事故の特徴を踏まえ、交差点及び高齢者の交通事故防止や、ドライバーの運転マナー向上や交通ルール遵守を訴える取組を重点的に実施した。

a 交差点事故防止のための啓発活動の実施

交差点などでの道路の横断に必要な判断力をチェックできる「歩行環境シミュレータ」を活用した出張講座を開催した。

○実施回数:83回、参加者数:7,743名、体験者数:3,937名

b 高齢者の交通事故防止のための広報啓発

高齢者の交通安事故防止を図るため、平成26年度に実施した「高齢者交通安全 川柳コンテスト」の優秀作品を活用した映画館で映像での広告による広報と、そ れに合わせた啓発活動を行った。

○上映期間:平成27年9月12日(土)~9月25日(金)

※高齢者交通安全週間(9月14日~9月20日)

c ドライバーの運転マナー向上の推進

「法令違反・悪質危険運転」を防止するため、重点対策市町村において、ドライブマナーアップイベントを実施したほか、集客効果の高いスーパーマーケットと連携した啓発活動等を実施することにより、法令違反・悪質危険運転の危険性を広く県民へ訴えた。

○実績 10回 (平成27年10月~28年2月)

d 通学路の交通安全対策の実施

児童の通学時間帯に交通安全の啓発活動を実施する企業を募集し、啓発資材を 提供することで、企業の交通安全活動を支援し、通学路における交通事故の防止 を図った。 ○啓発活動の実施企業数:12企業

e 地域連携交通安全モデル事業

愛知県交通安全条例の基本理念を踏まえ、市町村と地元企業・団体などの地域の関係者が連携して地域住民に啓発活動を行う取組をモデル事業として実施した。

○採択事業数:13事業、 事業結果報告会 平成28年3月18日(金)

(オ) 交通少年団の育成【警察本部交通総務課】

小学校高学年を対象に交通安全啓発活動を通じて、将来のよき社会人としての基礎 をつくるため、交通少年団の育成を行った。

- ○集合訓練 平成27年8月7日(金)豊田スタジアム 交通少年団56団体 524人、○機関誌の発行 2,000冊
- (カ) 県立学校交通安全指導者研修会の開催【健康学習室】

県立学校の交通安全指導者を対象とした研修会を実施し、自転車の事故実態や通行ルールについての理解や、関係機関と連携した交通安全教育の進め方についての意見交換などを通して、資質向上を図った。

○平成27年7月3日(金) 愛知県総合教育センター 参加者186名

(キ) 世代別交通安全対策の実施【警察本部交通総務課】

幼稚園等と緊密な連携を図り、チャイルドシートの正しい使用と使用による被害軽減効果を実感させる参加・体験型の交通安全教育を実施した。

○チャイルドシートモデル園 44園

エ 要保護児童等への支援の充実

(ア)施設入所児童・里子の育成【児童家庭課】

児童福祉施設入所児童等の処遇向上を図るため、各種の法外援護事業を実施した。

- a 高校生入学準備金支給費
- b 里親委託促進費補助金

(イ)児童委員の設置【児童家庭課】(再掲 p.65)

(ウ) 虐待対応体制の強化【児童家庭課】

- a 児童福祉法第 25 条の 2 に基づく要保護児童関係機関の代表者による連絡会議 の開催
- b 虐待問題に対する早期発見・早期対応を図った(関係機関連絡調整会議)。
- c 児童相談センターに弁護士を配置し、児童虐待相談における危機介入時等の法 的バックアップを行った。
- d 各児童相談センターに支援員を配置し、児童福祉司と協力して被虐待児童の家

庭復帰を支援した。

- e 児童相談センターに児童虐待対応法医学専門医師を配置し、虐待の判断を適切 に行うための法医学的見地からバックアップを行った。
- f 児童相談センターに児童虐待対応精神科医師を配置し、虐待をした保護者等に 対しカウンセリングを行う等、児童相談センターの指導機能を強化した。
- g 一時保護所に心理職員を配置し、心理治療機能の充実を図った。
- h 児童相談センターが選定した5市へ児童福祉司の定期的派遣や要保護児童関係 機関へ研修を実施し、市町村の体制強化を図った。
- i 未来の親となる子どもたちへの児童虐待予防として中学生向けの児童虐待予防 パンフレット及び教師用指導手引書を作成し、県内中学校(名古屋市除く)へ配 付した。

(エ) 児童虐待防止医療ネットワークの構築【児童家庭課】

児童虐待対応の拠点病院を中心に、医療機関間ネットワークを構築し、地域医療全体の虐待対応体制の充実強化を図る。

- a 拠点病院であるあいち小児保健医療総合センターに児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関からの相談体制の充実を図った。
- b 各医療機関に児童虐待対応体制の整備を図るため、院内児童虐待対応体制整備研修会及び保健医療関係者研修会を開催した。
- c 医療機関相互の連携を図るため、児童虐待対応医療機関連携推進会議及び児 童虐待対応医療機関連絡会を開催した。

(オ) 虐待防止の啓発【児童家庭課】

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを普及啓発するためのキャンペーンやセミナー等を実施した。

(カ) 里親支援の推進【児童家庭課】

里親登録を促進するとともに、里親の養育負担を軽減するための生活支援や相談 支援、養育技術の向上を図るための援助事業を行った。

(キ) 児童相談センター(児童相談所)の運営【児童家庭課】(再掲 p.65)

(ク) 児童の安全の確認及び安全の確保の徹底【警察本部少年課】

愛知県警察において児童虐待の早期発見に努めており、児童虐待事案を認知した場合は、警察官の視認などによって児童が虐待を受けていないかどうかの安全確認を行うとともに、児童相談所への通告、事件処理等を実施して、児童の安全確保を最優先とした対応を図った。

○児童虐待対応状況:通告人員3,307人、検挙件数45件(平成27年中)

才 自殺対策

- (ア) 学校保健講座の開催【健康学習室】(再掲 p. 37)
- (イ) 自殺対策事業の実施【こころの健康推進室】

自殺やうつ病等の精神疾患に対する偏見をなくすための普及啓発とともに、自殺の 社会的要因に対する働きかけと、うつ病の早期発見、早期治療等の総合的な取組を行った。

Ⅳ 推進体制の整備・充実

1 県の体制の整備

(ア) 愛知県青少年育成推進本部(支部)の設置【社会活動推進課】

県の青少年行政の効果的推進を期するため、県の各部局、教育委員会、警察本部が 連絡協調し、設置しているものである。

本部員会議の下部組織として幹事会(関係31課室長)、副幹事会(グループの班 長)を設け、各種協議を行った。

また、県民事務所等に青少年育成推進本部の支部を設置するとともに、専任の事務 嘱託を配置し、市町村の青少年施策の連絡及び助言に関する事務を分掌させ、それぞ れの地域の実情に応じた施策の推進に努めた。

○幹事会: 平成28年2月19日(金)

○副幹事会:平成27年5月22日(金)

○支部会議:尾張支部(平成27年5月26日(火))、海部支部(平成27年6月5日(金))、 知多支部(平成27年6月4日(木))、西三河支部(平成27年5月20(水))、 新城設楽支部(平成27年6月11日(水))、東三河支部(平成27年5月28日(木))

2 国、市町村との連携の充実

(ア) 非行防止対策の実施【社会活動推進課】(再掲 p. 57)

(イ) 愛知県青少年育成県民会議の設置【社会活動推進課】

青少年育成県民運動の推進母体である県民会議では、平成28年4月1日現在で、関係機関63と関係団体184により構成され、県の施策と呼応して県民総ぐるみの青少年育成運動を展開している。

a 啓発活動

内閣府の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)に呼応して、県民会議では青少年の非行・被害防止、子ども・若者育成支援のための諸事業を県と共催して、県民総ぐるみで県民運動を展開した。

b 青少年団体等の表彰

○実施日:平成27年6月2日(火)

○場 所:愛知県三の丸庁舎

- ○参加者:県民会議役員、参加機関·団体等
- ○受賞者:個人の部10名 団体の部11団体
- (ウ)子ども・若者育成支援県民運動の実施【社会活動推進課】(再掲 p. 70)
- 3 民間組織との連携の充実
 - (ア) 非行防止対策の実施【社会活動推進課】(再掲 p.57)
 - (イ) 愛知県青少年育成県民会議の設置【社会活動推進課】(再掲 p.81)
 - (ウ)子ども・若者育成支援県民運動の実施【社会活動推進課】(再掲 p. 70)